

- | | |
|--------------|--------------------|
| (4) 補植 | 新植の翌年1回 |
| (5) 下刈 | 5年連続して年1回又は必要により2回 |
| (6) 除伐及びつる切り | つる切り 8年目に1回 |
| | 除伐 13年目（マツ類12年目） |

(施業計画)

第9条 造林地の施業方法並びに有害鳥獣及び病虫害の駆除及び予防方法については、甲がこれを決定するものとし、乙は、随時これについて意見を申し入れることができるものとする。

この場合において甲は、乙の申し入れの趣旨を尊重するものとする。

2. 甲は造林地について森林法第11条により森林施業計画を樹立するものとする。

(森林保険)

第10条 甲は、造林木について、その費用で甲を受取人とする森林保険を付するものとする。

ただし、16年次以降の造林木については、甲乙協議して定めるところによる。

(造林木の保護管理)

第11条 甲は、その費用で造林木の保護管理に必要な境界標識の設置及び防火線の設定を行うものとする。

2. 乙は、造林木の保護管理のため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 火災予防及び消火
- (2) 盗伐・誤伐・侵墾その他の加害行為の予防及び排除
- (3) 有害鳥獣及び病虫害の予防及び排除
- (4) 境界標その他標識の保全

3. 前項の保護管理に必要な原材料の購入、運搬、雇入れた労務者に対する賃金の支払い及び器具等の借り上げに要する費用は甲の負担とし、その他の費用は乙の負担とする。

4. 造林地に係る公租公課は、乙の負担とする。

5. 乙は、第3項の規定により甲の負担に属する経費の支払を伴う造林木の保護管理を行う場合は、あらかじめその計画及び収支予算について甲の承認を受けるものとする。ただし、甲の指示に従って行う場合は、この限りでない。

6. 乙が前項の規定に違反したときは、甲は第3項の規定により甲の負担に属する費用についても、同項の規定にかかわらずその全額または一部を乙に負担させることができるものとする。

7. 甲の負担する費用の支払は、後払いとし、その明細書を添付した乙の請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。ただし、甲が特に必要があると認めるときは、乙は概算払の請求をすることができるものとする。

(公共施設の負担)

第12条 造林地に対して林道その他の公共施設設置に伴う受益者負担金が課せられる場合は、造林木に係わる分については甲及び乙が第4条の収益分収の割合で負担し、その他の分については乙が負担するものとし、その納付は、甲が乙の負担分を乙から徴収して一括してこれを行うものとする。

(再造林)

第13条 火災、天災、その他当事者の責に帰し得ない事由により再造林を必要とするに至った場合においては、甲乙協議して定めるところによる。

2. 再造林を行う場合には、それに要する費用は、甲が負担する。ただし、甲が森林保険金（以下「保険金」という。）を受取った場合は、その保険金を再造林費に充当するものとする。

この場合において、保険金が再造林費に満たないときは、その不足分は甲が負担し、剰余が生じたときは、

その分を第4条の収益分収の割合に応じて分収するものとする。

3. 甲が保険金を受取った場合において、再造林を行わなくなったときは、甲は、支払った保険料を差引いた残額について、第4条の収益分収の割合に応じて分収するものとする。

(副産物の採取)

第14条 乙は、造林地内において次の産物を採取することができるものとする。

- (1) 下草、落葉、山菜、落枝、樹実及びきのご類
- (2) 手入れのため伐採した枝条の類
- (3) 植栽後20年以内において手入れのために伐採した樹木

(造林木の処分)

第15条 造林木の処分は、甲が乙の意見を徴したうえ、適当と認める時期に、立木のまま、または伐採して、他に売却して行うものとする。

2. 前項の場合において、乙が造林木を必要とする等、特別の事情がある場合には、立木評価のうえ、その持分に相当する価額の立木を直接甲及び乙に交付することによって造林木を処分することができるものとする。

この場合において、その立木評価等の調査に要した経費は、持分の割合に応じて各自の持分に相当する価額から控除するものとする。

第16条 造林木の処分のための調査、売払その他の処分並びに売払代金の請求及び受領は、甲が行うものとする。

2. 甲は、前項の規定により売払代金を受領したときは、その売払のため要した調査費、伐採費、その他の経費を控除し、乙に対し、すみやかに分収金を交付するものとする。

(補助金等)

第17条 造林事業について、補助金、奨励金等が交付される場合は、甲がその申請その他の事務を行うものとする。

(賠償金等の分収)

第18条 造林地の地上権及び造林木に関して第三者から受ける賠償金、補償金その他これに類するものの請求及び受領は、甲がこれを行い、その請求及び受領に要した費用を控除して第4条の収益分収の割合によりこれを分収するものとする。

(造林地の貸付け等)

第19条 甲は、公共の利用もしくは公益事業のため必要があるときまたは造林事業に支障がないと認めたときは、造林地を有料もしくは無償で貸付け、または使用させることができるものとする。

2. 前項の場合において貸付料または使用料の収入があったときは、甲の収入とし、分収の対象とはならないものとする。

(造林地の譲渡の同意等)

第20条 乙は、契約期間中に造林地を第三者に譲渡し、または造林地に抵当権を設定しようとするときは、社団法人青い森農林振興公社分収林業務規程（以下「分収林業務規程」という。）第14条第1項に規定する様式によりあらかじめ甲の同意を得るものとする。

2. 乙は、契約期間中に住所を変更したときは、分収林業務規程第14条第3項に規定する様式により甲に報告するものとする。

(造林契約の解除)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を変更し、または解除することができるものとする。

- (1) 造林地を公用、公共用または公益事業の用に供することが明らかに認められるとき。

- (2) 天災、その他乙の責に帰さない事由により当該契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 植栽終了後5年を経過しても成林の見込みがないとき。
- (4) 乙が契約に違反したとき。
- (5) その他公社が特に必要があると認めたとき。

2. 前項第1号の規定によりこの契約を解除したときは、当該造林木の所有権は、乙に帰属するものとする。

この場合において、当該造林木に関し収益が見込まれるときは、甲は分収林業務規程別表により算出した評価額の60パーセントの額に解除のために要した調査費を加えた額を乙から徴収する。

ただし、その評価額の60パーセントの額が当該造林地に係る借入金の償還額に満たないときは、その評価額の60パーセントの額に解除のために要した調査費とその償還額の不足分に相当する額を加えた額を乙から徴収する。

3. 乙はこの契約に係る造林木を第三者に譲渡しようとする場合において、第1項第1号の規定による解除の申請を当該第三者に委託したときは、前項の規定にかかわらず、分収林業務規程別表により算出した評価額に解除のために要した調査費を加えた額（評価額の60パーセントの額が当該造林地に係る借入金の償還額に満たないときは、その評価額の60パーセントの額に解除のために要した調査費と、その償還額の不足分に相当する額を加えた額）を甲に支払うべき旨を当該第三者に了知させるものとする。

4. 前項の規定により甲が第三者から金額の全部を徴収した場合には、甲は、評価額の40パーセントの額を乙に交付するものとする。

5. 第1項第3号の規定によりこの契約を解除したときは、乙に対する分収金はないものとする。

6. 第1項第4号の規定により、この契約を解除したときは、甲は当該造林地に甲が投資した額の後価合計額を限度として、甲が相当と認める額を乙から徴収する。

(地上権の登記)

第22条 造林地の地上権に関する登記の申請は、甲が行うものとし、乙は、権利証、乙の印鑑証明書、委任状その他必要な書類を、その設定登記については 年 月 日までに、その他の登記については甲の指定する期日までに甲に提出するものとする。

(契約締結に要する費用)

第23条 この契約を締結するために要した費用は乙の負担とし、地上権の登記に関する費用は、甲の負担とする。

ただし、登記に必要な前条の規定による書類の作成及び提出に要する費用並びに乙の契約違反による契約解除に伴う登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約締結前から存する樹木等の収去)

第24条 乙は、この契約締結前から造林地の上にある樹木その他の物件を 年 月 日までに収去するものとする。

ただし、防風林その他の保護樹林については、この限りでない。

2. 前項本文の規定により期日までに収去されないで造林地に存する樹木は、第3条の造林木とみなすものとする。

(その他)

第25条 この契約の条項に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

第26条 この契約の履行について、甲及び乙の意見が一致しない場合には、青森県知事に申し出て、そのあっせんを受けるものとする。

第27条 この契約により生ずる権利義務に関する訴訟については青森地方裁判所を管轄裁判所とする。

第28条 この契約を証するため、正本2通、副本1通を作成し、正本は当事者各1通を保有し、副本は青森県知事に提出するものとする。

年 月 日

甲 社団法人青い森農林振興公社
理事長

印

乙

印